

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1518号)

平成30年8月2日

横 情 審 答 申 第 1518 号
平 成 30 年 8 月 2 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年5月17日健医安第197号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「医療法人社団Aが開設するB整形外科の診療所開設許可申請書及びそ
の添付書類のうち、定款、登記事項証明書及び賃貸借契約書」の一部開示
決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「医療法人社団Aが開設するB整形外科の診療所開設許可申請書及びその添付書類のうち、定款、登記事項証明書及び賃貸借契約書」を一部開示とした決定のうち、賃貸借契約書の賃借人、契約の締結、建物の使用目的のうち診療所として使用されるために支障とならない目的を記載している部分及び建物の所在地番について非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「医療法人社団Aが開設するB整形外科の診療所開設許可申請書及びその添付書類のうち、定款、登記事項証明書及び賃貸借契約書」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成29年4月18日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件審査請求文書のうち、個人の氏名は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができるものであることから本号に該当し、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第3号の該当性について

本件審査請求文書のうち、賃貸借契約書の契約内容については、契約者相互間の自由な意思に基づいて結ばれたものであり、公にすることにより、当該契約者の権利を害するおそれがあることから、本号アに該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

本件審査請求文書のうち、法人代表者印の印影については、公にすると、第三者に印鑑を偽造されるなどして、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあることから本号に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 建築協定違反により、景観の悪化・プライバシー侵害・駐車違反の慢性化等の実害が地域に生じている。建築協定違反は地区全体の生活環境にかかわる喫緊の重大事案であり、十分な公益性を有し、非開示とする建築協定違反法人擁護の利益をはるかに上回っている。よって、条例第7条第2項第3号ただし書に規定する公にすることが必要な情報である。
- (2) 賃貸借契約書のうち、金額部分や印章部分を非開示とする理由は理解できるが、日付を含むその他の部分を全て非開示とし、特に賃借人については、同時に開示された診療所開設許可申請書では開示されているものを、賃貸借契約書では非開示とする等、不可解な処分となっている。賃貸借契約者、賃貸目的、種別、面積規模を最低限開示することを求める。
- (3) 実施機関は、建築協定違反法人の利益を優先し、賃貸借契約書非開示の姿勢をとっているが、違反者の権利保護は、最小限にとどめるべきである。

5 審査会の判断

(1) 診療所等の許認可に係る事務について

横浜市では、医療法（昭和23年法律第205号）に基づき、診療所等の許認可事務を実施しており、診療所の開設、変更及び廃止があった場合、医療法に基づいて行われる許可申請及び届出等の手続について、必要な審査を行っている。医療法人は、診療所の開設に際し、医療法第7条第1項の規定に基づき、診療所開設許可申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、医療法人社団AがB整形外科の開設に際し、市長に提出した診療所開設許可申請書及びその添付文書のうち、定款、登記事項証明書及び賃貸借契約書（以下「本件賃貸借契約書」という。）である。

実施機関は、本件処分において、個人の氏名については条例第7条第2項第2号、

本件賃貸借契約書については同項第3号ア及び法人代表者印の印影については同項第4号にそれぞれ該当するとして非開示としている。

審査請求人は、審査請求書において「対象文書の賃貸借人を開示するよう求めます」と記載し、意見書において「賃貸借契約者・賃貸目的・種別・面積規模を最低限開示することを求めます」と記載しており、個人の氏名及び法人代表者印の印影の開示を求める記載はないことから、本件審査請求においては、本件賃貸借契約書の開示を求めているものと解される。

(3) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、賃貸借契約書の契約内容については、契約者相互間の自由な意思に基づいて結ばれたものであり、公にすることにより、当該契約者の権利を害するおそれがあることから、本号アに該当するとし、非開示としている。

これに対し、審査請求人は、診療所開設許可申請書で開示されている情報を賃貸借契約書では非開示とするのは不可解であると主張しているので、以下検討する。

ウ 実施機関の診療所開設許可申請書の様式には、「当該建物を賃借している場合は、賃貸借契約書の写を添付してください。」との記載があり、実施機関は、診療所の開設許可申請に際し、診療所に使用する建物を賃借する場合には、診療所開設許可申請書に賃貸借契約書の写しを添付することを求めている。

この取扱いについては、医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認を求める厚生労働省の通知（「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」（平成5年2月3日総第5号指第9号健康政策局総務課長・指導課長連名通知））に記載がある。この通知では、開設申請者が実質的に医療機関の開設・経営の責任主体たり得るかを審査することが求められているが、その審査の一項目として、医療機関が必要とする土地、建物等を第三者から借りる場合には、「貸借契約書は適正になされ、借料の額、契約期間等の契約内容・・・が適正であること」を確認することが必要とされている。このことは、開設申請者が医療機関の開設・

経営の責任主体として建物の適正な使用権限を有することの確認を求める趣旨であると解される。

エ 私人間の賃貸借契約書の内容は、契約当事者である賃借人と賃貸人との間の自由な交渉等により決定されるものであり、一般に公にされるものではなく、通常、第三者は知り得ないものであるため、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと解される。

その一方で、本件賃貸借契約書は、開設申請者が医療機関の開設・経営の責任主体として当該建物の適正な使用権限を有することを確認するための資料として、診療所開設許可申請書に添付されるものであることからすれば、診療所開設許可申請書において開示される情報と同一の情報や診療所開設許可申請書の添付書類であるという性質からその内容が当然に推認できる情報は、これを公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは解されない。契約当事者の賃貸借契約書に記載された情報が本号アに該当するかどうかについては、記載された情報ごとに検討をする必要があるものとする。

オ そこで、当審査会が本件賃貸借契約書を見分したところ、賃貸人、賃借人、契約の締結や使用目的、賃料や諸費用の負担、賃貸借期間等の契約内容が記載されていた。

なお、審査請求人は、賃貸借契約者、賃貸目的、種別及び面積規模を最低限開示することを求めているが、当審査会で見分したところ、本件賃貸借契約書には、種別及び面積規模に関する記載は認められなかった。

以下、本件賃貸借契約書に記載された情報ごとに本号アの該当性を検討する。

(ア) 賃借人

前述の診療所開設許可申請書の添付書類としての性格からすれば、本件賃貸借契約書における賃借人は、開設申請者と同一になるものと考えられる。そして、開設申請者については、本件処分により開示された診療所開設許可申請書によって既に明らかにされている。よって、賃借人については、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、本号アに該当しない。

(イ) 賃貸人等契約の相手方

賃貸人等契約の相手方については、本件処分により開示された診療所開設許可申請書によって明らかにされる情報ではないし、診療所開設許可申請書に添

付される賃貸借契約書という性質から当然に推認できる情報でもない。転貸借による場合や三者契約による場合もありうることからすれば、登記簿等により公にされている物件の所有者等と一致する者が必ず記載されるものでもない。よって、賃貸人等契約の相手方については、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、本号アに該当する。

(ウ) 契約の締結

本件賃貸借契約書に記載されている賃貸借契約が締結された旨の記載については、当該記載は契約の効力が発生するための前提となる記載であり、診療所開設許可申請書に添付される賃貸借契約書という性質からその内容が当然に推認できる情報であることから、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、本号アに該当しない。

(エ) 建物の使用目的

前述の診療所開設許可申請書の添付書類としての性格からすれば、本件賃貸借契約書において貸借の対象とされている建物は、診療所として使用されることが、当然に推認される。よって、建物の使用目的については、診療所として使用されるために支障とならない目的を記載している部分に限り、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、本号アに該当しない。

(オ) 建物の所在地番

前述の診療所開設許可申請書の添付書類としての性格からすれば、本件賃貸借契約書において貸借の対象とされている建物の所在地は、診療所開設許可申請書にある診療所の開設場所と一致するものと考えられる。そして、診療所の開設場所については、本件処分により開示された診療所開設許可申請書によって既に明らかにされている。よって、建物の所在地番については、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、本号アに該当しない。

(カ) 賃料等その他の情報

本件賃貸借契約書に記載された賃料や諸費用の負担、賃貸借契約期間等のその他の情報については、私人間の交渉等の結果、契約内容として決定された性

格のものと考えられる。また、契約日も当事者が合意し賃貸借契約書を取り交わした日であり、その情報は、賃貸借期間の始期が推知される情報である。これらの情報は、本件処分により開示された診療所開設許可申請書によって明らかにされる情報ではないし、診療所開設許可申請書に添付される賃貸借契約書という性質から当然に推認できる情報でもない。よって、これらの情報については、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号アに該当する。

(4) 条例第7条第2項第3号ただし書の該当性について

ア 条例第7条第2項第3号ただし書では、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

本号ただし書の規定の趣旨は、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものであっても、それに優越する法益を保護する上で必要と認められる場合に限り、開示に伴う不利益を当該法人等に甘受させたいうで、例外的にその開示を認めようとするものである。したがって、例外的な開示が認められるためには、その開示により人の生命、健康、生活又は財産の保護に資することが相当程度具体的に見込まれる場合であって、法人等に不利益を強いることもやむを得ないと評価するに足りるような事情が存することを要すると解するべきである。

イ 審査請求人は、景観の悪化・プライバシー侵害・駐車違反の慢性化等の実害が生じており、建築協定に違反している法人に対する権利保護は最小限にとどめるべきと主張している。

しかしながら、審査請求人の主張においては、本件賃貸借契約書の契約内容を開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護にどのように資すると見込まれるのか具体的に説明がされておらず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められない。よって、本号ただし書に該当するとはいえない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、賃貸借契約書の賃借人、契約の締結、建物の使用目的のうち診療所として使用されるために支障とならない目的を記載している部分及び建物の所在地番を条例第7条第2項第

3号アに該当するとして非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年5月17日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年6月15日 (第215回第三部会)	・諮問の報告
平成29年6月16日	・審査請求人から意見書を受理
平成29年6月23日 (第317回第二部会) 平成29年6月30日 (第304回第一部会)	・諮問の報告
平成29年6月30日	・実施機関から反論書の写しを受理
平成30年3月26日 (第333回第二部会)	・審議
平成30年4月13日 (第334回第二部会)	・審議
平成30年5月14日 (第336回第二部会)	・審査請求人の意見陳述 ・審議
平成30年5月25日 (第337回第二部会)	・審議
平成30年6月8日 (第338回第二部会)	・審議
平成30年6月22日 (第339回第二部会)	・審議